

〈仕送り（送金）証明についてQ & A〉

Q 1 いつの送金証明が必要になりますか。

A 1 直近1ヵ月の仕送り証明が必要です。

認定日以降も継続的な送金が必要となります。送金状況は年1回確認を行いますので、送金書類（振込依頼書等）は必ず保管しておいてください。

Q 2 送金証明はどのような書類ですか。

A 2 銀行・郵便局の振込依頼書、払込票、利用明細書等、「客観的に誰から誰へ、いつ、いくら送金したか」が分かるものがが必要です。なお、振込依頼書等を紛失している場合は、代わりに通帳コピーの提出でも結構です。（通帳コピーの場合は、送金額と受取人、振込人が分かるページが必要です。なお、仕送り確認に不要な箇所は黒塗りしてください）

Q 3 送金証明が必要となる対象者は誰ですか。

A 3 被保険者と別居している被扶養者が対象です。

但し、別居している配偶者、別居している配偶者と同居の親族、学生、介護施設等に入所中の親族は対象者から除きます。

Q 4 別居の判断はどのように行いますか。

A 4 被保険者と被扶養者の住民票が異なっていれば別居となります。そのため、住所が同じ（同一敷地内、2世帯住宅）でも、住民票が異なっていれば別居とみなします。

Q 5 配偶者と同居する親族ですが、単身赴任により被保険者と別居している場合、送金証明は必要ですか。

A 5 単身赴任をしている場合、別居している配偶者と同居する親族は「同居」とみなします。そのため、送金証明の提出は必要ありませんが、代わりに住民票の提出が必要です。

Q 6 別居している学生の場合、送金証明は必要ですか。

A 6 学生の場合は、学費の支払い等、通常、被保険者により生計維持が行われていると考えられるため、送金証明の提出は必要ありませんが、代わりに学生証のコピーの提出が必要です。

Q 7 送金額の基準はありますか。

A 7 別居の被扶養者の場合、被扶養者の収入以上の送金が必要となります。

但し、次の①・②の場合、被扶養者の収入以上の送金があっても、被扶養者として認められませんので、扶養減員となります。

①被保険者よりも被扶養者の収入が多い場合（「被保険者の収入－送金額」＜「被扶養者の収入＋送金額」）

②被扶養者の収入と被保険者の送金額の合計が極端に少ない場合（社会通念上妥当性を欠くような場合）

※②は個別の判断となるため、当組合での審査に必要な書類を別途ご提出いただく場合があります。

Q 8 送金は、毎月行う必要がありますか。

A 8 扶養家族に対し、生活費として送金を行っているのであれば、毎月行うことが望ましいと思われれます。但し、毎月行うことが難しい場合は、2か月に1回以上の送金を行い、生計を維持できる金額を送金してください。

（継続的に生計維持の中心的役割を果たしていることを扶養認定の条件としているため、賞与での一括の送金は認められません。）